

横須賀市 パートナーシップ宣誓証明制度 ガイドブック

～パートナーシップ宣誓、ファミリーシップ届出をお考えの皆様へ～



YOKOSUKA

横須賀市

目次

1-1 制度利用をお考えの方たちへ	2
1-2 制度利用のメリット	3
1-3 この制度により受けられるサービス等	4

パートナーシップ

2-1 パートナーシップ宣誓の流れ	5
2-2 宣誓時にご用意いただくもの	6

ファミリーシップ

3-1 ファミリーシップ届出の流れ	7
3-2 届出時にご用意いただくもの	8

4 宣誓および届出後について	9
5 Q & A	11
6 様式について	14

参考 横須賀市パートナーシップ宣誓証明の 取扱いに関する要綱	15
-----------------------------------	----

1-1 制度利用をお考えの方々へ

パートナーシップ宣誓証明制度、ファミリーシップ制度とは

戸籍上の性別にとらわれず、お互いが大切なパートナーと思っている方々の誰もが、自由な意思によるパートナーシップ宣誓を行い、宣誓したことを横須賀市が公に証明し、宣誓証明書を発行するものです。

平成31年（2019年）4月からこのパートナーシップ宣誓証明制度をスタートし、令和6年（2024年）1月からは、既存のパートナーシップ宣誓証明制度を基本としながら、さまざまな家族のかたちにも応える制度として、ファミリーシップ制度を始めました。

横須賀市の思い

市民一人ひとりを、かけがえない個人として尊重するとともに、さまざまな差別や偏見をなくし、人権が侵害されることのないまちを目指しています。

法律婚ではないものの、制度の導入により、差別や偏見の解消、当事者の方の暮らしやすさの保障に繋がり、性の多様性に対する認知を広める効果もあります。

さまざまな人が生きづらさを解消できる可能性があり、横須賀市に暮らしてよかったと思えるようになることを期待しています。

宣誓・届出をできる方

パートナーシップ

次の要件をすべて満たしている必要があります。

- （1）成年であること。（民法第4条に準ずる）
- （2）横須賀市民であること。（転入予定の方を含む）※同住所でなくても可能
- （3）結婚していないこと及び宣誓者以外の方とパートナーシップにないこと。
- （4）近親者（直系血族、三親等の傍系血族または直系姻族をいう）でないこと。
（パートナーシップにある方が養子縁組した場合は可能です）

同性カップルの方々に限らず、事実婚、トランスジェンダー、Xジェンダー、ジェンダークィア、アセクシュアルの方々なども宣誓できます。

なお、セクシュアリティなどについては、新たな用語や定義が生まれる可能性があり、記載されていない方々を排除するものではありません。

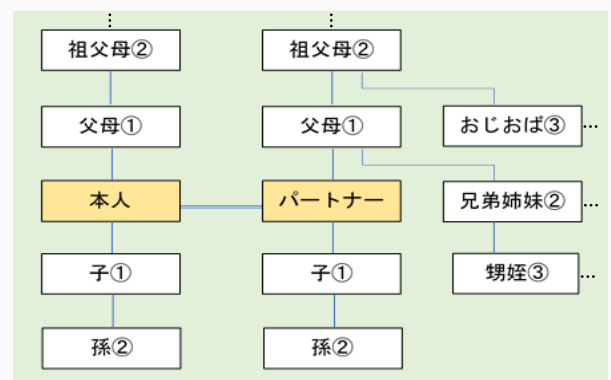
ファミリーシップ

パートナーシップ宣誓等をした者又は宣誓等をしようとする者が届出できます。

ファミリーシップの対象者は以下のいずれかに該当する必要があります。

- （1）宣誓者お二人のいずれか一方又は両者と同居している未成年の子ども
- （2）宣誓者お二人のいずれか一方又は両者の親等の近親者等

《ファミリーシップの対象となる近親者等の例》



1-2 制度利用のメリット



証明書を提示することで、
パートナーや家族の関係性を
示すことができます。



家族として
社会から認められている
という安心感を得ることが
できます。



市内の病院での病状説明等の際に、
家族同様に対応してもらうことが
できます。



公共サービスなど
いろいろなサービスを受
けることができます。
(4ページ参照)



1-3 この制度により受けられるサービス等

法的な効力や権利の発生・義務の付与を伴うものではありませんが、以下の公共サービス等を受ける際にご利用いただくことができます。

(1)	市営住宅への入居申込み等	046-822-8415（都市部市営住宅課） 046-823-1973（かながわ土地建物保全協会横須賀サービスセンター）	パート ナー
	・市営住宅への入居申込み等にご利用いただけます。		ファミ リー
(2)	県営住宅への入居申込み等	045-210-6543（神奈川県公共住宅課） 045-201-3673（かながわ土地建物保全協会 入居者募集担当）	パート ナー
	・県営住宅への入居申込み等にご利用いただけます。		
(3)	災害見舞金の給付	046-822-8357（市長室危機管理課）	パート ナー
	・対象者が死亡等の場合、その家族として見舞金が支給されるほか、2人以上世帯区分として給付が認められます。		ファミ リー
(4)	犯罪被害者等支援	046-822-7807（民生局地域支援部市民生活課）	パート ナー
	・対象者が犯罪被害にあった場合、見舞金や日常生活支援、カウンセリング、法律相談が受けられます。（それぞれ必要な要件や回数制限があります）		ファミ リー
(5)	不妊治療に対する支援	046-824-7141（民生局健康部地域健康課） 046-822-9818（不妊・不育専門相談センター）	パート ナー
	・生殖補助医療（体外受精・顕微授精）のうち、先進医療および保険外診療（自費診療）にかかる治療費の一部を助成します。		
(6)	不育治療に対する支援	046-824-7141（民生局健康部地域健康課） 046-822-9818（不妊・不育専門相談センター）	パート ナー
	・不育症治療による医療保険が適用されない治療費および不育症判定検査費の一部を助成します。		
(7)	住民票の続柄の変更	046-822-8395（民生局地域支援部窓口サービス課）	パート ナー
	・続柄の記載について希望により「同居人」から以下のとおり変更することができます。 ・パートナーについて、「夫（末届）」、「妻（末届）」または「縁故者」 ・ファミリーシップ対象者について、「夫（末届）の子」や「妻（末届）の父」等、または「縁故者」 ※続柄が変更できる範囲については、別途お問い合わせください。 ※続柄の変更や住所異動届の受付は窓口サービス課のみの取り扱いとなります。		ファミ リー
(8)	軽自動車税(種別割)の減免	046-822-9733（税務部市民税課）	パート ナー
	・身体障害者等または同一生計の家族（パートナー、ファミリーシップ対象者を含む）および介護者が身体障害者等のために使用する場合、納める税額を減免します。		ファミ リー
(9)	保育園等の送迎		パート ナー
	・事前手続きを行った上で、保護者と同様に送迎が可能です。		ファミ リー
(10)	市内の医療機関での対応		パート ナー
	・横須賀市立総合医療センターと市民病院では、宣誓証明書、ファミリーシップカードの提示または病院職員との会話のなかでお二人の関係性が確認できれば、対象者の病状説明を受けることや、手術や検査の同意書にサインをすることができます。 ・横須賀市内の医療機関にも、上記と同様の対応を市から依頼をしています。		ファミ リー

※市職員は各種休暇の取得や、扶養手当や退職手当の対象となります。また、結婚祝金、出産祝金、入学祝金及び葬祭扶助金等を申請することができます。（祝金等は全て職員の掛け金のみを財源としています。）

※上記公共サービスの詳細は、各担当課へお問い合わせください。

2-1 宣誓から証明書発行までの流れ

宣誓日の予約

7日前までに予約

【予約に際して必要な情報】

1. お二人のお名前（または通称名）、電話番号、住所
2. 宣誓希望日時
 - ・年末年始を除く毎日（9時から17時まで）
 - ・第3候補までお知らせください
3. 立会人・付添人の有無

日程調整

- ・調整後、ご連絡させていただき、宣誓日時確定となります。

宣誓場所への来訪

所要時間
30分程度

【宣誓時にご用意いただくもの】 6ページ参照

- ・予約日時、指定場所に原則としてお二人そろってお越しいただきます。
- ・必要書類をご持参ください。

内容確認

- ・本人確認、申請内容の確認、要件を満たしているかを確認しながら、パートナーシップの宣誓にあたっての確認書をご記入いただきます。

パートナーシップ宣誓

- ・パートナーシップ宣誓証明書に、ご署名いただきます。

宣誓証明書の交付

- インターネット申込受付フォーム

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/0531/310401.html>

- 横須賀市人権・ダイバーシティ推進課

TEL 046-822-8219（平日9時から17時まで）

Mail we-pc@city.yokosuka.kanagawa.jp



【補足事項】

- ・宣誓予約は、宣誓希望日の7日前（土・日・祝日、年末年始を除く）までにご連絡ください。
- ・性別違和など、特別な理由があると認められる場合は、証明書において通称名を使用することができます。通称を使用する場合は、証明書裏面の特記事項に戸籍上の氏名を表示します。
- ・宣誓場所は、市役所（平日）、デュオよこすか（木・土・日・祝日）等でご希望日時によって、調整いたします。プライバシー保護のため、原則として個室で受け付けます。
※郵送等での宣誓書の提出は、受け付けません。
- ・予約時の申し出により、第三者の立会も可能とします。
- ・要件を満たしている場合、宣誓証明書（カードサイズ）等を即日交付します。（無料）
※宣誓の際に提出していただく必要書類の交付手数料などは、自己負担となります。
- ・ご希望に応じて、宣誓書及び宣誓証明書の記載内容を英語併記したものをお渡しします。予約時にお申し出ください。
- ・ご希望があれば、裏面にある特記事項に緊急連絡先を記載できます。

2-2 宣誓時にご用意いただくもの

① 住民票の写し又は住民票記載事項証明書

- ・本籍、世帯主の氏名及び続柄、住民票コード、個人番号の記載は不要です。
- ・宣誓日から起算して3か月以内に発行されたもの。
- ・原則1人1通ずつですが、同一世帯の場合で2人分の情報が記載されていれば1通で差し支えありません。

② 独身であることを証明する書類

- ・独身証明書、戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）等
※本籍地の市町村で取得できます。
- ・宣誓日から起算して3か月以内に発行されたもの。
- ・1人1通ずつ提出してください。
- ・外国籍の方の場合は、配偶者がいないことを確認できる大使館等公的な機関が発行する書面に日本語訳を添付し提出してください。

③ 本人確認ができるもの

- ・個人番号カード、旅券（パスポート）、運転免許証、在留カード、官公署が発行した免許証など、本人の顔写真が貼付されたものをご持参ください。
※ 上記以外に、本人確認書類の提出を求めることがあります。

【通称名を使用希望の場合】

④ 通称名を日常的に使用していることがわかる書類（郵便物や社員証等）の写し

◎ 外国籍の方が日本で独身であることを証明する書類（いずれか）

【これから宣誓される2人が外国で同性結婚している場合】

- ・外国での結婚に係る証明書（3か月以内に発行のもの）
- ・外国での結婚に係る証明書を日本語に翻訳した書類（翻訳者の氏名を記入。本人の翻訳でも可能。）

【外国で結婚されていない場合】

- ・婚姻要件具備証明書（3か月以内に発行のもの）
- ・婚姻要件具備証明書を日本語に翻訳した書類（翻訳者の氏名を記入。本人の翻訳でも可能。）

※ 上記の書類の取得について、在日大使館・領事館から発行できる国もありますが、本国のみの発行の国もあり時間がかかる場合があります。あらかじめご確認いただき、ご準備ください。

3-1 ファミリーシップの届出までの流れ

届出日の予約

- インターネット申込受付フォーム
<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/0531/310401.html>
- 横須賀市人権・ダイバーシティ推進課
TEL 046-822-8219（平日9時から17時まで）
Mail we-pc@city.yokosuka.kanagawa.jp



【予約に際して必要な情報】

1. 【パートナーシップ宣誓証明書をお持ちの場合】
 - ・証明書に記載の交付番号
- 【パートナーシップ宣誓証明書をお持ちでない場合】
 - ・パートナーシップ宣誓証明制度の予約（5ページ参照）
2. ファミリーシップの対象となる方の氏名（または通称名）、届出者とのご関係、年齢
3. 届出希望日時
 - ・年末年始を除く毎日（9時から17時まで）
 - ・第3候補までお知らせください
4. 立会人・付添人の有無

7日前までに予約

日程調整

- ・調整後、ご連絡させていただき、届出日時確定となります。

届出場所への来訪

【届出時にご用意いただくもの】 8ページ参照

- ・予約日時、指定場所に届出者の方にお越しいただきます。（お子様や親御様などファミリーシップの対象となる方のご来庁は任意です）
- ・必要書類をご持参ください。

所要時間
30分程度

内容確認

- ・本人確認、届出内容の確認、要件を満たしているかを確認します。

ファミリーシップの届出

ファミリーシップカードの交付

希望者にファミリーシップカードの交付を行います。

【補足事項】

- ・届出予約は、届出希望日の7日前（土・日・祝日、年末年始を除く）までにご連絡ください。
- ・性別違和など、特別な理由があると認められる場合は、ファミリーシップカードにおいて通称名を使用することができます。通称を使用する場合は、カード裏面の特記事項に戸籍上の氏名を表示します。
- ・届出場所は、市役所（平日）、デュオよこすか（木・土・日・祝日）等でご希望日時によって、調整いたします。プライバシー保護のため、原則として個室で受け付けます。
※郵送等での提出は、受け付けません。
- ・予約時の申し出により、第三者の立会も可能とします。
- ・要件を満たしている場合、ファミリーシップカードを即日交付します。（無料）
※届出の際に提出していただく必要書類の交付手数料などは、自己負担となります。
- ・ご希望に応じて、ファミリーシップカードの記載内容を英語併記したものをお渡しします。予約時にお申し出ください。
- ・ご希望があれば、裏面にある特記事項に緊急連絡先を記載できます。

3-2 届出時にご用意いただくもの

① ファミリーシップに関する届出書（第7号様式）

② 届出者の本人確認ができるもの

- ・個人番号カード、旅券（パスポート）、運転免許証、在留カード、官公署が発行した免許証など、本人の顔写真が貼付されたものをご持参ください。

※ 上記以外に、本人確認書類の提出を求めることがあります。

③ ファミリーシップの届出に関する同意書（第8号様式）

- ・事前にダウンロードの上、ファミリーシップの対象となる方にご記入をお願いします。
- ・15歳未満の子の場合は、親権者にご署名いただきます。

※ お子様に制度について丁寧に説明いただきますようお願いします。

④ 近親者等であることが確認できる書類

- ・戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）等、近親者である事実が確認できるもの
- ・未成年の子に関しては、住民票の写しなど同居の事実が確認できるもの
- ・対象となる子が15歳未満の場合は、併せて⑥をご参照ください。

【未成年の場合】

⑤ 同居していることが確認できる書類

- ・住民票の写しまたは住民票記載事項証明書など同居の事実が確認できるもの

【15歳未満の場合】

⑥ 親権者の確認ができる書類

- ・子の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、子の戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）等

【ファミリーシップカード交付希望の場合】

⑦ ファミリーシップカード交付申請書（様式外）

- ・届出時にご記入いただいても構いません。

【通称名を使用希望の場合】

⑧ 通称名を日常的に使用していることがわかる書類（郵便物や社員証等）の写し

4 宣誓および届出後について

パートナーシップ

(1) 宣誓証明書の再交付

- ・ 宣誓証明書の紛失やき損、汚損などの事情により再交付を希望される場合には、申請書に基づき、再交付を行います。

(2) 宣誓証明書の返還

- ・ パートナーシップを解消したとき、一方または双方が市外への転出をした場合は、宣誓証明書を返還する必要があります。ただし、当事者の一方が親族の介護等やむを得ない事情により、一時的に市外へ異動する場合を除きます。
- ・ パートナーの一方がお亡くなりになった場合は、返還する必要はありません。
(新たにパートナーシップ宣誓をする場合には返還していただきます)
- ・ 結婚や、別の方とパートナーシップを結ぶ場合は返還していただきます。
- ・ 特別な事情によりパートナーシップを解消したい場合は、例外的に一方からの申し出により解消することも可能とします。
- ・ パートナーシップ宣誓者が受けられるサービスについて、返還によってサービスの停止が必要な場合は、各窓口まで届け出てください。
(例) 住民票の続柄の記載を「夫(未届)」、「妻(未届)」、または「縁故者」としている場合は、続柄の記載を「同居人」に戻す必要があるため、窓口サービス課までお申し出ください。

(3) 届出事項に変更が生じた場合

- ・ 届出事項変更申出書及び届出内容に変更があった事実が確認できる書類の提出により、変更の手続きをお願いします。
- ・ 氏名や緊急連絡先等の記載事項に変更がある場合には、現在お持ちの宣誓証明書(お二人分)及び宣誓書の写し(既に返還している場合は不要)の返還をお願いします。変更後の宣誓証明書を再交付します。

【届出事項変更事由】

- ① パートナーシップ宣誓者のいずれかの方の氏名に変更があったとき
(通称名に変更があったときも含む)
- ② パートナーシップ宣誓者が市内で転居したとき
- ③ パートナーシップ宣誓者のいずれかが親族の介護等やむを得ない事情により市外へ転居するとき
- ④ 連絡先に変更があったとき
- ⑤ その他

市外へ転出した場合は、宣誓証明書を返還していただきます。

ただし、横須賀市が協定を結んでいる自治体へ転出した場合は宣誓を継続することができます。

- ① 自治体間相互利用協定【鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町】
- ② 自治体間連携協定【横浜市】
- ③ パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク【加入自治体】

詳細は、Q&Aまたはお問い合わせください。

転出先自治体の要件により継続できない場合もあります。

ファミリーシップ

(1) ファミリーシップカードの交付

- ・ファミリーシップの届け出をした希望者全員にファミリーシップカードの交付を行います。

(2) ファミリーシップカードの再交付

- ・ファミリーシップカードの紛失やき損、汚損などの事情により再交付を希望される場合には、申請書に基づき、再交付を行います。

(3) ファミリーシップカードの返還

- ・パートナーシップ宣誓証明制度の返還事由（9ページ）に該当するとき
- ・同居していた未成年の子が、別居となったとき
- ・ファミリーシップ届出者が受けられるサービスについて、返還によってサービスの停止が必要な場合は、各窓口まで届け出てください。

(4) 近親者等による氏名削除の申立て

- ・ファミリーシップ対象者（子又は親などの近親者等）は、氏名削除を希望する場合、市に申し立てることができます。（対象者が15歳未満の場合は、15歳に達した日以後）
- ・削除の申立てがあった場合、近親者の氏名等を削除したファミリーシップカードを再交付します。

※ この場合、パートナーシップ宣誓者には、変更があった旨の通知をいたします。

(5) 届出事項に変更が生じた場合

- ・届出事項変更申出書及び届出内容に変更があった事実が確認できる書類の提出により、変更の手続きをお願いします。届出者であるパートナーシップ宣誓者をご提出ください。
- ・氏名や緊急連絡先等の記載事項に変更がある場合には、現在お持ちのファミリーシップカード（記載事項に変更が生じる方全員分）の返還をお願いします。変更の確認がとれましたら、届出事項を変更し、変更後のファミリーシップカード（交付を希望する全員分）を再交付します。

【届出事項変更事由】

- ① ファミリーシップにある者の氏名に変更があったとき（通称名に変更があったときも含む）
- ② ファミリーシップ対象者（未成年の場合）が一時的に進学等のやむを得ない事情により同居でなくなったとき
- ③ 新たにファミリーシップに加えたい方がいるとき
- ④ その他

※再交付、返還の場合も7日前（土・日・祝日、年末年始を除く）までにご予約ください。

5 Q&A

■ 制度の対象者について

Q1 「成年」とは何歳以上ですか？

A. 18歳以上です。

Q2 「近親者（直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族をいう）」はどのような関係ですか？

A. ・直系血族または三親等内の傍系血族の間

…祖父母、父母、子、孫、兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪等

・直系姻族の間

…子の配偶者、配偶者の父母・祖父母等

Q3 養子縁組をしていると宣誓できませんか？

A. パートナーシップにある方が、宣誓等の制度がない状況でやむを得ず養子縁組した場合は宣誓できます。

Q4 パートナーシップの宣誓は、同性カップルしかできないのですか？

A. 同性カップルの方々に限らず、事実婚、トランスジェンダー、Xジェンダー、ジェンダークィア、アセクシュアルの方々なども宣誓できます。また、法律婚を望まない方もご利用できます。

なお、セクシュアリティなどについては、新たな用語や定義が生まれる可能性があり、記載されていない方を排除するものではありません。

横須賀市では、そのような方々についてもパートナーシップ宣誓証明制度が利用できるよう、同性カップルには限定しない取扱いとしています。

トランスジェンダー …体の性別と心の性別が異なる人やそのことに違和感を覚えている人のこと。

Xジェンダー …出生時に割り当てられた女性・男性の性別のいずれでもないという性別の立場をとる人のこと。

ジェンダークィア …性同一性が、既存の性別の枠組みにあてはまらない、または流動的な人のこと。

アセクシュアル …性別や恋愛感情の有無にかかわらず他者に対して性的な欲求を抱かないこと、または、そうした性的指向を持つ人のこと。「無性愛者」とも呼ばれる。

Q5 横須賀市民でないと宣誓できないのですか？

A. 市内へ転入を予定している方であれば、宣誓できます。

具体的には、以下のとおりです。

・2人とも横須賀市民である場合

・1人が横須賀市民であり、もう1人が、3か月以内に市内に転入を予定している場合

・2人とも3か月以内に市内に転入を予定している場合も、宣誓することはできますが、宣誓証明書の交付時に、市内に転入したことを証明する住民票の写しの提出が必要です。

Q6 パートナーシップ宣誓やファミリーシップの届出は、別居でも申し込みできますか？

A1. パートナーシップ宣誓については、別居でも宣誓いただけます。

A2. ファミリーシップの届出についても、対象の方が別居でも届け出いただけます。

ただし、未成年のお子様については同居が条件となっています。

■ 宣誓について

Q7 パートナーシップの宣誓に費用はかかりますか？

A. パートナーシップ宣誓書の提出や、宣誓証明書の交付に費用はかかりません。
ただし、宣誓の際に提出する必要書類の交付手数料などは、自己負担となります。

Q8 宣誓証明書は即日発行されますか？

A. 書類等に不備がなく、宣誓が適当と認められる場合は即日発行します。
なお、即日発行する際も、内容確認などに時間を要する場合があります。
また、転入予定の方は、宣誓は行えますが、宣誓証明書の交付は後日となります。
横須賀市に住民票を移した後に、人権・ダイバーシティ推進課へ住民票の写しをご持参ください。
職員がこれを確認した後に交付となります。

Q9 なぜ住民票などを提出する必要があるのですか？

A. 住民票などの提出書類は、パートナーシップの宣誓の要件である、双方に配偶者がいないことや居住地等を確認するために必要となります。

Q10 宣誓予定者が急遽、来られなくなった場合、代理での宣誓は可能ですか？

A. 予約日時、指定場所へは原則、2人そろってお越しください。万が一、予約日時に来られなくなった場合、人権・ダイバーシティ推進課（046-822-8219）まで、ご連絡ください。

Q11 通称名は使用できますか？

A. 性別違和など市長が必要と認める場合に限り、パートナーシップの宣誓における氏名について、通称名を使用することができます。通称名を使用した場合には、交付する宣誓証明書の裏面にある特記事項に戸籍上の氏名を記載します。

■ 制度について

Q12 婚姻制度と横須賀市が行うパートナーシップ宣誓証明制度との違いは何ですか？

A. 婚姻は法律行為であり、法に定める婚姻を行うと扶養義務や相続権など様々な法律上の権利や義務が発生するものです。
一方、横須賀市が行うパートナーシップ宣誓証明制度は、横須賀市の内部規定である要綱により定める制度であり、法的な権利や義務の付与を伴うものではありません。例えば同性同士など、パートナーとの関係を公に認めることにより、当事者の生きづらさの軽減、性の多様性尊重の促進など、誰もが住みやすい横須賀市を目指す取り組みの一環としての制度です。

Q13 同性婚制度とパートナーシップ宣誓証明制度はどのように違うのですか？

A. 同性婚制度は、同性カップルに法律上の地位を与え、相続、社会保障、税制などにおける保護を与えるもので、欧米を中心に認められている国が多くあります。
一方、横須賀市が行うパートナーシップ宣誓証明制度は、横須賀市の内部規定である要綱による制度で、これによる権利の発生や義務の付与を伴うものではなく、同性婚とは異なるものです。

Q14 宣誓書は何年間保存されますか？

A. 30年間です。

Q15 なりすまし等の悪用をされませんか？

A. 宣誓時には、P.6に記載の①～③の書類を提出いただいたうえで、宣誓者以外の方とのパートナーシップがないことなどを書面で確認させていただきます。
さらに、旅券（パスポート）や運転免許証などをご提示いただき、ご本人であることの確認を行います。これらのことで、なりすまし等の悪用を防止します。
なお、事実と異なることが判明した場合、宣誓証明書を返還させていただきます。

■ 利用について

Q16 宣誓証明書にはどのような効力や用途がありますか？

- A. P.4「1-3 この制度により受けられるサービス等」をご参照ください。
なお、宣誓証明書は、横須賀市の内部規定である要綱に基づく書類であり、権利の発生や義務の付与を伴うものではなく、法的な効力はありません。また、既に一部では、携帯電話の家族割といった同性パートナーなどでも利用可能な民間サービスがあります。今後、事業者等の理解が広がり、様々なサービスに波及することが期待されます。

■ 宣誓または届出事項に変更が生じた場合について

Q17 新たにファミリーシップに加えたい方がいる場合、どのように申請すればいいですか？

- A. 以下のお手続きをお願いします。

- ① 既にファミリーシップ制度をご利用されている場合
 - ・「届出事項変更申出書」及び「ファミリーシップの届出に関する同意書」をご提出ください。
※「届出事項変更申出書」は、その他をご選択いただき、かっこ内に事由をご記入ください。
- ② パートナーシップ宣誓証明制度ご利用中で新たにファミリーシップの届け出を行う場合は、7ページをご参照いただき、ファミリーシップの届出のご予約をお願いします。

Q18 市外に転出する場合は、宣誓証明書を返還するのですか？

- A. 宣誓証明書を横須賀市に返還する必要があります。ただし、以下の自治体への引越しであれば宣誓を継続することができます。

- ① 引越先：鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
 - ・継続使用届を横須賀市へ提出することにより、宣誓証明書を返還せずに、転出先で継続して使用できます。
 - ・継続使用届の手続きに際しては、希望日の3日前までに横須賀市人権・ダイバーシティ推進課へ予約（日時、受付場所の調整）をし、宣誓証明書、本人確認できるもの（運転免許証等）をご持参ください。
 - ・継続使用届提出後は、転出先の自治体のパートナーシップ制度に関する行政サービスを受けられます。また、宣誓証明書の返還及び再交付は、転出先自治体で行えます。
- ② 引越先：横浜市、またはパートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク加入自治体
 - ・横須賀市へ手続きの必要はありません。
 - ・転出先での手続きについては、転出先自治体にお問い合わせをお願いします。

Q19 横須賀市に転入する際、他自治体で行ったパートナーシップ宣誓は横須賀市でも引き継がれますか？

- A. 以下の市町からの引越しであれば、横須賀市のパートナーシップ宣誓証明制度に関する行政サービスを受けることができます。また、宣誓証明書の返還及び再交付は、横須賀市で行えます。

- ① 引越前：鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
 - ・『自治体間相互利用協定』を締結しているため、横須賀市へ手続きの必要はありません。
 - ・今お住まいの自治体にて、お手続きをお願いします。
- ② 引越前：横浜市、またはパートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク加入自治体
 - ・改めて横須賀市の宣誓証明書を発行します。
 - ・手続きに際しては、希望日の7日前までに横須賀市人権・ダイバーシティ推進課へ予約（日時、受付場所の調整）をし、転出元自治体の交付書類、横須賀市に転入したことがわかる住民票の写しまたは住民票記載事項証明、本人確認できるもの（運転免許証等）をご持参ください。

Q20 引越先でもファミリーシップカードを使用できますか？

- A. ファミリーシップ制度は本市独自の制度のため、現時点では、引き継ぐことができません。転入先自治体にお問い合わせください。

6 様式について

パートナーシップ

第1号様式	パートナーシップ宣誓書
第2号様式	パートナーシップ宣誓継続申告書
第3号様式	パートナーシップ宣誓証明書
第4号様式	パートナーシップ宣誓証明書再交付申請書
第5号様式	パートナーシップ宣誓証明書返還届
第6号様式	パートナーシップ宣誓継続使用届
様式外	パートナーシップの宣誓にあたっての確認書
様式外	パートナーシップ宣誓証明書再交付確約書（委任状）
様式外	届出事項変更申出書

【宣誓証明書】

パートナーシップ宣誓証明書

横須賀市パートナーシップ宣誓証明の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。


 宣 誓 日 年 月 日 様
 第 号 年 月 日 横須賀市長 印

横須賀市は、人権を尊重し、多様性を認め合う社会の実現を目指しています。
 この宣誓証明書により、法律上の効果は生じませんが、お二人のパートナーシップを尊重することで、互いを人生のパートナーとして、この横須賀で幸せに生き生きと活躍されることを期待しています。
 宣誓証明書の掲示を受けた方は、この趣旨を十分ご理解くださいますようお願いいたします。

【特記事項】

緊急連絡先
 ◎ □□ □□ : 000-0000-0000
 戸籍上の氏名：○○ ○○



- ・縦54mm×横86mm（カードサイズ）
- ・交付年は西暦表示です。

ファミリーシップ

第7号様式	ファミリーシップに関する届出書
第8号様式	ファミリーシップの届出に関する同意書
第9号様式	ファミリーシップカード
第10号様式	ファミリーシップカード再交付申請書
第11号様式	ファミリーシップカード返還届
第12号様式	近親者等の氏名削除に関する申出書
様式外	ファミリーシップの届出にあたっての確認書
様式外	ファミリーシップカード交付依頼書
様式外	ファミリーシップカード再交付確約書（委任状）
様式外	届出事項変更申出書

【ファミリーシップカード】 ※希望者のみ

ファミリーシップカード

横須賀市パートナーシップ宣誓証明の取扱いに関する要綱の規定に基づき、ファミリーシップの届出を受理したことを証します。

氏 名 ○○ ○○ 様


 【ファミリーシップにある者】 ※パートナーシップ宣誓者
 □□ □□※ □□ □□※ □□ □□
 □□ □□ □□ □□ □□ □□
 年 月 日 第00-0号 横須賀市長 印

横須賀市は、人権を尊重し、多様性を認め合う社会の実現を目指しています。
 このカードは、パートナーシップ宣誓を行ったお二人とファミリーシップにある者が家族として協力しあう関係にあることを市が証明するものです。
 このカードの掲示を受けた方は、この趣旨を十分ご理解くださいますようお願いいたします。

【特記事項】

緊急連絡先
 □□ □□ : 000-0000-0000
 戸籍上の氏名：★★★★（通称名：□□ □□）
 □□ □□ : 000-0000-0000
 戸籍上の氏名：★★★★（通称名：□□ □□）

参考

横須賀市パートナーシップ宣誓証明の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、横須賀市人権都市宣言の理念に基づき、互いに人権を尊重し、多様性を認め合う社会を目指すため、パートナーシップの宣誓証明及びファミリーシップの届出に係る取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、相互の協力により、継続的な共同生活を行い、又は行うことを約した2人の者の関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップにある者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。
- (3) 申告 本市へ転入前に、パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定を締結した他の地方公共団体（第10条第1項第2号に規定する相互利用団体を除く。以下「本市と連携協定を締結している地方公共団体」という。）において、第4条第1項に規定する宣誓に類する行為をし、第7条第1項に規定する証明書に類する書類（以下「宣誓証明書等類似書類」という。）の交付を受けた2人が、当該事実及びパートナーシップにあることを市長に対して申し出ることをいう。
- (4) ファミリーシップ パートナーシップにある者同士及びファミリーシップ対象者（パートナーシップにある者の一方又は双方と同居する未成年の子（以下「子」という。）又は親等の近親者その他市長が認めた者をいう。以下同じ。）が家族として協力し合う関係をいう。

(宣誓又は申告の要件)

第3条 宣誓又は申告（以下「宣誓等」という。）をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 成年であること。
- (2) 本市に住所を有している（本市への転入を予定している場合を含む。）こと。
- (3) 配偶者がいないこと及び相手方当事者以外の者とのパートナーシップにないこと。
- (4) 当事者同士が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。）でないこと（パートナーシップにある者が養子縁組している場合を除く。）。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、特段の事情のない限り市長室人権・ダイバーシティ推進課の職員の面前でパートナーシップ宣誓書（第1号様式。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、当該宣誓をしようとする者の一方又は双方が自ら宣誓書に記入することができないと市長が認めるときは、これを代筆させることができる。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
- (2) 独身証明書その他これに類する書類

2 市長は、前項の規定により宣誓書を提出した者が本人であることを確認するため、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明証等であって、宣誓をしようとする者本人の顔写真が貼付されたもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が適当と認める書類

(申告の方法)

第5条 申告をしようとする者は、特段の事情のない限り市長室人権・ダイバーシティ推進課の職員の面前でパートナーシップ宣誓継続申告書（第1号様式の2。以下「申告書」という。）に自ら記入し、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、当該申告をしようとする者の一方又は双方が自ら申告書に記入することができないと市長が認めるときは、これを代筆させることができる。

- (1) 転入前に交付を受けた宣誓証明書等類似書類
- (2) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書

2 前条第2項の規定は、申告の方法について準用する。この場合において、同項の規定中「宣誓書」とあるのは「申告書」と、同項第4号中「宣誓」とあるのは「申告」と読み替えるものとする。

(通称名の使用)

第6条 宣誓等をしようとする者は、性別違和等で市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書又は申告書（以下「宣誓書等」という。）において通称名を使用することができる。

(証明書の交付)

第7条 市長は、第4条第1項又は第5条第1項の規定により宣誓等がなされた場合において、当該宣誓等をした者が第3条に掲げる要件を満たしていると認めるときは、パートナーシップ宣誓証明書（第2号様式。以下「証明書」という。）に宣誓書等の写しを添付し、当該宣誓等をした者に交付するものとする。

2 前条の規定により通称名が使用されたときは、当該通称名及び戸籍に記載されている氏名を証明書に記載するものとする。

(証明書の再交付)

第8条 前条第1項の規定により証明書の交付を受けた者（以下「宣誓者等」という。）は、当該証明書を紛失し、き損し、汚損し又は改姓し、若しくは改名したときは、市長に対し、パートナーシップ宣誓証明書再交付申請書（第3号様式。以下「再交付申請書」という。）により、証明書の再交付を申請することができる。

2 市長は、再交付申請書の提出を受けたときは、第4条第1項又は第5条第1項の規定により提出された宣誓書等が保存されている場合に限り、証明書を再交付するものとする。

(宣誓等及び届出の無効)

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、宣誓等又は届出は、無効とする。

- (1) 当事者にパートナーシップを形成する意思がないとき。
- (2) 宣誓書等及び届出の内容に虚偽があったとき。

(証明書の返還)

第10条 宣誓者等は、次の各号のいずれかの場合に該当するときは、パートナーシップ宣誓証明書返還届（第4号様式）に証明書を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 当事者の意思によりパートナーシップが解消された場合
- (2) 宣誓者等の一方又は双方が本市外に転出した場合（一時的な場合及び宣誓者等の双方が次条第1項に規定する届出を行い、本市がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定を締結した他の地方公共団体（第2条第3号に規定する本市と連携協定を締結している地方公共団体を除く。以下「相互利用団体」という。）へ転出した場合を除く。）
- (3) 第3条第3号に該当しなくなった場合

(4) 前条に該当する場合

(5) その他特段の事情により証明書の返還が必要と市長が認める場合

2 市長は、必要があると認めるときは、前項各号のいずれかの場合に該当する証明書の交付番号を公表することができる。

3 宣誓者等が本市と連携協定を締結している地方公共団体へ転出し、当該地方公共団体の長に対してパートナーシップ宣誓制度の継続を申し出た場合は、証明書が返還されたものとみなす。

(他の地方公共団体との相互利用)

第11条 宣誓者等は、相互利用団体へ転出する場合であって、当該相互利用団体において証明書を継続して使用しようとするときは、パートナーシップ宣誓証明書継続使用届（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 相互利用団体の長に対し、当該相互利用団体の長から交付された当該相互利用団体のパートナーシップ宣誓制度における証明書等（以下「相互利用団体証明書等」という。）を本市において継続して使用する旨の届出をしたものであって、当該相互利用団体からの本市への転入（当事者双方の転入に限る。）をしたものの当該相互利用団体証明書等は、本市において証明書と同様に取り扱うものとする。

3 相互利用団体証明書等の再交付及び返還については、証明書の再交付及び返還の例による。

(ファミリーシップに関する届出)

第12条 宣誓等をした者及び宣誓等しようとする者（第3条に該当する者に限る。）のうち、ファミリーシップに関して市長に届け出ようとするもの（以下「届出者」という。）は、ファミリーシップに関する届出書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、第4条第1項又は第5条第1項に掲げる書類をもって代えることができると市長が認めたときは、当該書類の添付を省略することができる。

(1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書その他届出者と子の同居の事実が確認できる書類（子に係る届出に限る。）

(2) 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）その他近親者等である事実が確認できる書類（届出日前3か月以内に発行されたものに限る。）

(3) ファミリーシップの届け出に関する同意書（第7号様式）（届出日において15歳未満の者にあつては、当該者の親権者の署名を要するものとする。）

(4) 前号の親権者の署名を要する場合にあつては、親権者である事実が確認できる書類（ただし、第2号に掲げる書類をもって代えることができると市長が認めたときは、この限りでない。）

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の場合において、当該届出又は同意をしようとする者が自ら記入することができないと市長が認めるときは、これを代筆させることができる。

3 市長は、第1項の規定による届出があつたときは、その内容を審査し、ファミリーシップにあると認めた場合は、届出のあつた者のうち、希望するものの氏名が記載されたファミリーシップカード（第8号様式）を発行するものとする。この場合において、第6条の規定により通称名が使用されたときは、当該通称名及び戸籍に記載されている氏名を記載するものとする。

4 届出者は、第1項の規定による届出を行うに当たっては、子に対してファミリーシップの制度及びこれに同意をすることについて当該子が理解できるよう、発達段階に応じた丁寧な説明を行うとともに、当該子の意思を十分に尊重しなければならない。

5 第4条第2項の規定は、届出者の本人確認について準用する。

(ファミリーシップカードの再交付)

第13条 前条第3項の規定によりファミリーシップカードの交付を受けた者（以下「カード交付者」という。）は、当該ファミリーシップカードを紛失し、き損し、汚損し又は改姓し、若しくは改名したときは、市長に対し、ファミリーシップカード再交付申請書（第9号様式）により、ファミリーシップカードの再交付を申請することができる。

2 市長は、ファミリーシップカード再交付申請書の提出を受けたときは、ファミリーシップカードを再交付するものとする。

(ファミリーシップカードの返還)

第14条 カード交付者は、次の各号のいずれかの場合に該当するときは、ファミリーシップカード返還届（第10号様式）にファミリーシップカードを添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 宣誓者等の一方若しくは双方又は子が本市外に転出した場合（一時的なときその他市長が特に認めた場合を除く。）

(2) 宣誓者等が第10条第1項第1号、第3号又は第4号に該当した場合

(3) その他特段の事情によりファミリーシップカードの返還が必要と市長が認める場合

2 市長は、必要があると認めるときは、前項各号のいずれかの場合に該当するファミリーシップカードの交付番号を公表することができる。

(氏名の削除の申出)

第15条 第12条第3項の規定によりファミリーシップカードに氏名を記載された者は、満15歳に達した日以後に近親者等の氏名削除に関する届出書（第11号様式）を市長に提出することにより、ファミリーシップカードから自らの氏名を削除するよう申し出ることができる。

2 前項の場合において、市長は、申し出た者が15歳未満であつて、特に必要があると認めるときは、その申出に際して当該者の親権者の同意を求めることができる。

3 市長は、第1項の規定による申出があつたときは、カード交付者に対してファミリーシップカードの返還を求めるものとする。ただし、特段の事情があると市長が認めた場合、この限りではない。

4 市長は、前項による返還があつたとき又は特段の事情があると認めたときは、カード交付者に対して、申し出た者の氏名を削除したファミリーシップカードを交付するものとする。

5 市長は、第1項の規定により申し出た者が本人であることを確認するため、学生証、第4条第2項各号に掲げる書類その他市長が適当と認める書類の提示を求めることができる。

(宣誓等及び届出事項の変更)

第16条 宣誓等又は届出の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに変更内容を確認できる書類を添えて市長に申し出るものとする。

(宣誓書等の保存期間)

第17条 宣誓書等の保存期間は、宣誓書等が提出された日の属する年度の翌年度から起算して30年とする。

(その他の事項)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長室長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。



横須賀市パートナーシップ宣誓証明制度ガイドブック
令和7年（2025年）2月1日発行

問い合わせ先

横須賀市市長室人権・ダイバーシティ推進課

TEL 046-822-8219

Mail we-pc@city.yokosuka.kanagawa.jp